

【当該地域の所有者不明農地の概要】

当該農地の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地の状況 法定相続人のすべてが相続放棄しているとともに、農振農用地であり、当該地の遊休化による周辺農地への悪影響が危惧され早期解消が課題。</li> <li>解消に取り組む経緯 隣接農地の耕作者より借受希望の相談を受けたため。</li> </ul>
筆数、面積	3筆、5,754㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

個別協議	12月
探索	2月～3月
公示、促進計画認可手続き	—

【支援地域の地図・航空写真等】  
別紙の図面のとおり

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- 農業会議による支援内容  
所有者不明農地の解消に取り組む他市町農業委員会との情報交換の場や司法書士との相談機会の提供
- 農業委員会の取り組み内容  
農業会議及び農地中間管理機構並びに借受希望者を交えた個別協議の実施  
登記名義人等の戸籍簿等を備えると思料される市町村長への戸籍の附票等の請求
- 解消の結果（今後の取組）  
継続して探索を行っており、令和8年度前半には借受希望者に対し利用権設定が可能となる見込み。
- 解消に当たってのポイント  
農林水産省作成の「所有者不明農地（相続未登記農地）の活用について【事務マニュアル】」に対応方法等が掲載されているため参考となった。
- 解消に当たっての課題・支障となった点  
探索や公示手続き等借受希望者に利用権設定されるまで相当の期間を要し、作物に応じた耕作希望開始時期に耕作できないため、手続きの簡素化など制度の改善が必要。
- 農業委員会の声  
農業会議による情報交換の場の提供や司法書士による制度解説などを踏まえ、事務処理するうえでの不安が払拭できた。

